

第8章 浸水想定区域

第1節 洪水浸水想定区域の指定

1 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域

事務所	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
山形河川国道事務所	1	最上川上流	山形市、米沢市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、中山町、河北町、朝日町、大江町、高島町、川西町、白鷹町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	2	須川	山形市、寒河江市、天童市、山辺町、中山町、河北町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	3	村山野川	東根市、河北町、村山市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	4	寒河江川	河北町、寒河江市、中山町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	5	置賜白川	長井市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	6	誕生川	南陽市、高島町、川西町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	7	吉野川	南陽市、高島町、川西町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	8	鬼面川	南陽市、高島町、川西町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	9	天王川	米沢市、高島町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	10	馬見ヶ崎川	山形市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
新庄河川事務所	11	最上川中流	新庄市、尾花沢市、大石田町、舟形町、大蔵村、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	12	鮭川	真室川町、鮭川村、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	13	真室川	真室川町、鮭川村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	14	金山川	金山町、真室川町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	15	丹生川	大石田町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	16	最上小国川	舟形町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
酒田河川国道事務所	17	最上川下流	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	18	赤川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28. 5. 31	東北地方整備局 告示第150号
	19	京田川	酒田市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	20	相沢川	酒田市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	21	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28. 5. 31	東北地方整備局 告示第150号
	22	内川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28. 5. 31	東北地方整備局 告示第150号
	23	立谷沢川	庄内町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号

2 山形県知事が指定した洪水浸水想定区域

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
置賜 総合支庁	1	最上川	米沢市	H31. 3. 26	県告示第197号
	2	堀立川	米沢市	H31. 3. 26	県告示第197号
	3	羽黒川	米沢市	H29. 4. 28	県告示第360号
	4	天王川	米沢市、高畠町	H31. 3. 26	県告示第197号
	5	砂川	高畠町	H31. 3. 26	県告示第197号
	6	鬼面川	米沢市、高畠町、川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	7	吉野川	南陽市、高畠町	R1. 9. 27	県告示第324号
	8	屋代川	南陽市、高畠町	R1. 9. 27	県告示第324号
	9	誕生川	米沢市、川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	10	犬川	川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	11	黒川	川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	12	織機川	南陽市	H31. 3. 26	県告示第197号
西置賜	13	置賜白川	長井市、飯豊町	H29. 4. 28	県告示第360号
	14	置賜野川	長井市	H31. 3. 26	県告示第197号
	15	荒川	小国町	H31. 3. 26	県告示第197号
	16	横川	小国町	H31. 3. 26	県告示第197号
村山 総合支庁	17	須川	山形市、上山市	H30. 4. 27	県告示第379号
	18	前川	上山市	H30. 4. 27	県告示第379号
	19	小鶴沢川	山辺町	H31. 3. 26	県告示第197号
	20	馬見ヶ崎川	山形市	H30. 4. 27	県告示第379号
	21	村山高瀬川	山形市	H30. 4. 27	県告示第379号
	22	立谷川	山形市、天童市	H31. 3. 26	県告示第197号
	23	石子沢川	中山町	H31. 3. 26	県告示第197号
	24	倉津川	天童市	H31. 3. 26	県告示第197号
	25	乱川	天童市、東根市	H31. 3. 26	県告示第197号
	26	押切川	天童市	H31. 3. 26	県告示第197号
西村山	27	月布川	大江町	H31. 3. 26	県告示第197号
	28	沼川	寒河江市	H31. 3. 26	県告示第197号
	29	寒河江川	寒河江市、西川町	H31. 3. 26	県告示第197号
北村山	30	村山野川	東根市	H31. 3. 26	県告示第197号
	31	白水川	東根市	H31. 3. 26	県告示第197号
	32	日塔川	東根市	H31. 3. 26	県告示第197号
	33	大旦川	村山市	H30. 4. 27	県告示第379号
	34	富並川	村山市	H31. 3. 26	県告示第197号
	35	臈気川	尾花沢市、大石田町	H31. 3. 26	県告示第197号
	36	丹生川	尾花沢市、大石田町	H31. 3. 26	県告示第197号
	37	野尻川	尾花沢市、大石田町	H31. 3. 26	県告示第197号
最上 総合支庁	38	最上小国川	舟形町、最上町	R1. 11. 8	県告示第420号
	39	鮭川	真室川町	H31. 3. 26	県告示第197号
	40	真室川	真室川町	H31. 3. 26	県告示第197号
	41	金山川	金山町	H31. 3. 26	県告示第197号
	42	上台川	金山町	H31. 3. 26	県告示第197号
	43	泉田川	新庄市、鮭川村	H31. 3. 26	県告示第197号
	44	大以良川	新庄市	H31. 3. 26	県告示第197号
	45	升形川	新庄市	H30. 4. 27	県告示第379号
	46	指首野川	新庄市	H30. 4. 27	県告示第379号
	47	角川	戸沢村	H31. 3. 26	県告示第197号

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
庄内 総合 支庁	48	立谷沢川	庄内町	H30. 4. 27	県告示第379号
	49	相沢川	酒田市	H31. 3. 26	県告示第197号
	50	田沢川	酒田市	H31. 3. 26	県告示第197号
	51	京田川	鶴岡市、酒田市、庄内町	H30. 4. 27	県告示第379号
	52	藤島川	鶴岡市、三川町	H30. 4. 27	県告示第379号
	53	黒瀬川	鶴岡市	H30. 4. 27	県告示第379号
	54	小牧川	酒田市	H31. 3. 26	県告示第197号
	55	赤川	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号
	56	倉沢川	鶴岡市	H31. 3. 26	県告示第197号
	57	内川（新内川）	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号
	58	青竜寺川	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号
	59	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	R1. 12. 24	県告示第538号
	60	湯尻川	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号
	61	月光川	遊佐町	H30. 4. 27	県告示第379号
	62	庄内高瀬川	遊佐町	H30. 4. 27	県告示第379号
	63	日向川	酒田市	H21. 3. 31	県告示第337号
	64	荒瀬川	酒田市	R1. 12. 24	県告示第538号
	65	新井田川	酒田市	H29. 4. 28	県告示第360号
	66	三瀬川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号
	67	五十川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号
68	温海川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号	
69	庄内小国川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号	
70	鼠ヶ関川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号	

第2節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村防災会議等は、次の措置を講じる。

1 市町村防災会議（水防協議会）

（1）市町村地域防災計画において定める事項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（法第15条第1項）

- ①洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下において同じ。）

でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要が認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（2）地下街等又は高齢者等の災害時要援護者が利用する施設に係る措置

（1）の③に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（法第15条第2項）

2 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省で定める事項を市町村長に報告するものとする。（法第15条の2）

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要なその他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市町村長に報告し、公表するものとする。

また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。（法第15条の3）

4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市町村長に報告し、公表するものとする。

また、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。（法第15条の4）

5 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長

浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難を確保するために、市町村地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるために、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。（法第15条第3項）